

第6回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

●事業等のリスク	1
●新株予約権等の状況	16

連結計算書類

●連結持分変動計算書	20
●連結注記表	21

計算書類

●株主資本等変動計算書	38
●個別注記表	39

シンプレクス・ホールディングス株式会社

「事業等のリスク」「新株予約権等の状況」「連結持分変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.simplex.holdings/ir/>）に掲載することにより株主の皆さまにご提供しております。

事業等のリスク

当連結会計年度末現在において、事業に重要な影響を及ぼす可能性がある主なリスクは、以下のとおりです。なお、ここに記載した事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが認識、判断したものであり、事業を遂行する上で発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。なお、将来に関する事項につきましては別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在において判断したものです。

1. 事業及び産業に関するリスク

① 特定業種への依存について

当社グループの売上収益の多くの部分は、システム導入後に機能改修や法制度変更への対応等で発生するリピートオーダーや、運用保守、共同利用型サービス等により発生する既存顧客企業からのものが占めており、中でも、国内金融取引業者、銀行業等の国内金融機関に対するものが多くを占めています。国内金融機関に対する売上収益比率が高いことは、当社グループの強みであり、特徴でもあります。IT投資動向や事業環境が急変した場合には、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの主たる事業のうち、金融機関において利用されるシステムの開発については、金融機関の業務を取り巻く法令や規制の変更・強化等が実施された場合、基本的には顧客企業においてシステム変更等の費用を負担することになりますが、当社グループにおいても、ドキュメント作成等、顧客企業の法令遵守に対応するための顧客企業に転嫁できない追加的なコストが発生する可能性があります。また、将来的に金融機関の業務領域や業務方法を制限するような法令や規制、又は金融機関のシステム開発に関連するアウトソーシングを制限する法令や規制が実施された場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループは中長期的な事業戦略である国内金融機関に限定しない事業領域の拡大を推進してまいります。

② 顧客企業の維持・獲得について

当社グループは、新規システム導入に係るコンサルティングや設計・構築作業等のフロービジネスを拡大させるだけでなく、共同利用型サービス等の追加的なサービス及びソリューションを提供するという既存顧客企業からの「リカーリングビジネス」を連鎖的に拡大していくビジネスモデルを採用しております。このように、既存顧客企業からの売上を維持・増加させることを戦略的に実施していますが、当社グループのサービス及びソリューションが顧客企業のニーズに合致しない場合、又は合致したとしても競争力のある価格でこれを提供できない場合には、当社グループは、既存顧客企業からの売上を維持・増加させることができない可能性があります。また、顧客企業は、財政状態の悪化や戦略の変更等の理由により、既存契約に関し、解除、更新拒絶又はプロジェクトの延期等を主張する可能性があり、その結果、顧客企業との契約が解除若しくは更新されなかった場合又は変更を余儀なくされた場合には、当社グループは想定していた売上を得ることができず、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、金融領域で確立した当社のビジネスモデルとコンサルティングセールスのノウハウを軸に、顧客企業のビジネスの成功にテクノロジーが大きく貢献する領域である「クロスフロンティア領域」の事業において、生保・損保、エンタープライズDXといった新しい分野への拡大に取り組んでおりますが、これらの分野への拡大が成功する保証はなく、既に確立した顧客基盤を有する競合他社との間で効果的に差別化を図ることができなければ、当社グループの想定する収益成長を達成することができない可能性があります。加えて、当社グループは、Xspear Consulting株式会社を中核企業として、非金融系企業を対象とした戦略/DXコンサルティング案件や金融機関（既存顧客企業）におけるシステム開発に紐づかないコンサルティング案件の受注の拡大にも取り組んでおりますが、当社グループの計画どおりに顧客基盤を拡大することができる保証はありません。

さらに、当社グループは、クロスフロンティア領域の中で、参入障壁の高い領域で高い収益性の実現を目指す戦略を採用しております。しかしながら、当社グループが取り組んだ領域が当社グループの想定どおりに発展しなかった場合や、かかる領域でトップポジションを確立することができなかった場合には、当社の期待どおりに顧客基盤を拡大することができず、当社グループの想定する収益成長を達成することができない可能性があります。

加えて、当社グループの顧客基盤を拡大するために、人件費及び研究開発費を含む多額の営業費用を負担する必要がある場合もありますが、営業活動が奏功する保証はなく、営業費用の負担に応じた顧客基盤の拡大及び売上の増加に至らない場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新への対応について

当社グループは、コンサルティングからシステム開発・運用保守に至るすべての工程に責任を持つという一気通貫モデルを用いた事業戦略を有しており、金融フロンティア領域を包含したクロスフロンティア領域に焦点を当てて事業を展開しております。しかし、技術革新により変化していく顧客企業のニーズに当社グループが対応できる保証はなく、また、かかる技術革新により、既存のソリューションから新たなソリューションに需要が切り替わる可能性があることから、当社グループが、変化するニーズに対応した形で一気通貫モデルを提供することができなかった場合には、当社グループの優位性が低下し、事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの想定以上の技術革新等による著しい事業環境の変化が生じ、投資が目的を達しない場合には、投下した研究開発費の全てを回収できないほか、当社グループの事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、現時点での急激かつ大幅な研究開発費の増加は予定していませんが、事業計画の変更等があった場合には、研究開発費が想定よりも増加する可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループは新技術の獲得や研究開発に投資を行い、顧客企業の需要や事業環境の変化に対応できるよう努めてまいります。

④ 他社との競合について

当社グループは、クロスフロンティア領域に焦点を当てて事業を展開しております。しかしながら、当社グループがソリューションを提供する市場の競争は激しく、当社グループより財務基盤等が優れている競合他社がいる場合、それらの競合他社は新たなソリューションを当社グループより早く提供できる等の可能性があり、また、新規参入者による新たなソリューションの提供により、当社グループのソリューションの優位性が低下する可能性もあります。そのため、当社グループが高い優位性を有する分野に関して、競合他社が同等又はより優れたソリューションを開発した場合には、当社グループの優位性が低下し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、パッケージ製品の普及等の理由により、想定以上の価格競争が発生した場合にも、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループは競合他社の状況を注意深く把握し、当社の競争優位性についての検証を継続的に実施してまいります。

⑤ 中期経営計画について

当社グループは、今後予想される市場環境や顧客ニーズの変化に適切に対応し、更なる成長を実現するための施策の一環として、中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）を策定しております。中期経営計画では、既存事業領域の深耕、新規事業領域の拡大、人材の採用育成の3つの注力テーマを設定し、持続的な成長と収益性の実現を目指すこととしております。

しかし、中期経営計画は、以下に掲げる要因をはじめとした本項に記載の様々なリスク要因や不確実性による影響を受けます。

- ・ 高いポテンシャルを持つ人材の採用や豊富なスキルを有する従業員の育成に関する当社グループの能力
- ・ クロスフロンティア領域の中で、金融フロンティア領域における当社グループのポジションの向上及び新規領域における効率的な事業拡大を行うことに関する当社グループの能力
- ・ Xspear Consulting株式会社を通じた戦略/DXコンサルティングにおける顧客基盤の拡大に関する当社グループの能力
- ・ プロジェクトの収益性の管理や不採算プロジェクトの回避に関する当社グループの能力
- ・ 新規又は既存の顧客企業からの需要を効率的に捉えるための新たな技術やソリューションの開発に関する当社グループの能力
- ・ 研究開発費、無形資産償却費、その他費用（人材関連費を含む。）等の販売費及び一般管理費の増加速度が、売上収益の増加速度を下回るようにコスト管理を行うことに関する当社グループの能力

このため、これらのリスク要因や不確実性が現実化した場合には、中期経営計画に含まれる施策の実施が困難になる可能性や、当社グループにとって当該施策が有効でなくなる可能性があります。かかる場合には、中期経営計画における目標を達成できない可能性があり、また、当社グループが適時に有効な施策を実施できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ マーケット規模の推計値について

当社グループは、クロスフロンティア領域において事業領域の拡大及び売上収益の成長を目指しており、当社グループのソリューションを通じて収益成長機会があると考えられるクロスフロンティア領域内のマーケットの規模を、IDCによる日本国内のIT市場支出額に関する予測を用いて推計しております。具体的には、IDCの予測する日本国内におけるIT支出総額のうち、当社グループとしては、1割程度となる約1.8兆円がクロスフロンティア領域に向けられていると推計しております。しかしながら、クロスフロンティア領域のマーケット規模を直接扱う客観的な第三者の情報源は存在せず、当社グループの推計の基礎となる国内IT市場支出総額の予想値自体も正確である保証はなく、当社グループによるマーケット規模の推計値の正確性には限界があります。そのため、実際のマーケット規模は当社グループによる推計を大きく下回る可能性があり、その結果、当社グループが想定する収益成長を達成することができない可能性や、資本その他の経営資源の配分のミスマッチを通じて当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、仮にマーケット規模の推計値が正確であった場合でも、当社グループがその収益成長機会を活かした事業拡大を継続できない可能性もあります。当社グループの成長は多くのリスク又は不確実性を内在する様々な要素に左右されるため、当該マーケット規模の推計値を、当社グループの事業の成長能力を示すものとして捉えるべきではありません。

(注) IDC (2021) 『国内IT市場 産業分野別／従業員規模別／年商規模別予測、2021年～2025年』における、2021年の全産業分野の国内IT市場支出額予測値(18兆3,772億円)の1割程度がクロスフロンティア領域に向けられていると推定して当社グループが算出したもの。クロスフロンティア領域に向けられる割合については、金融フロンティア領域における推定割合と同等程度であるとの推定に基づく。

⑦ 人材の確保について

当社グループの事業において中心的な経営資源の一つは人材であり、顧客企業からの要求に応えるためにビジネスとテクノロジーの双方に精通した優秀な人材を確保・定着させることが最重要戦略の一つです。特に当社グループでは、新卒の優秀な人材を採用し、様々なスキルを習得させる人材の育成に力を入れていますが、技術や業界の急速かつ継続的な変化に対応できるような人材の育成ができない場合には、当社グループは顧客企業の要求を満たすソリューションの開発・提供ができない可能性があります。中途採用においても、高水準の報酬を用意することに加え、質の良い社内環境を確立することが競合他社との競争に勝つためには必要となりますが、そのための費用負担が過大になる場合には、当社グループは顧客企業の要求を満たす人材を確保することができない可能性があります。また、優秀な人材を顧客企業の要求に応じて適時に配置できない場合や、優秀な人材の能力を活かすことができない場合等には、当社グループの収益性や成果物の質を低下させ、又は人材市場における当社グループの評価や評判が低下する可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループは人材戦略を重要経営戦略のひとつに位置づけ、優秀な人材確保の実現に努めてまいります。

⑧ マクロ経済・政治情勢について

当社グループの業績は、当社グループの事業の大部分が営まれている日本における経済情勢及び政治情勢の影響を受けますが、その見通しは不確実性が高く、様々な要因によって悪影響を受ける可能性があります。また、経済の停滞が、顧客企業による当社グループとの既存契約に基づく支払に対する減少圧力となる結果、当社グループの事業もまた悪影響を受ける可能性があります。また、地政学的リスクの増大等により日本を含む世界経済が低迷する可能性があります。さらに、将来の日本の財政・金融政策の変化や消費税等の更なる増税により、日本の経済も悪影響を受ける可能性があります。

これらの要因等により、日本を含む世界経済の情勢が悪化した場合、当社グループの提供するソリューションに対する需要が減少し、新規顧客企業の獲得及び既存顧客企業の維持に悪影響を及ぼす可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、日本を含む各国の当局は、依然として感染拡大を抑えるため、外出制限、移動又は渡航の制限、各種ビジネスの営業又は営業時間の制約、ロックダウン等の様々な施策を講じています。

当社グループの業績への影響としては、例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための移動自粛等により、一定の顧客企業に対する営業活動に制約が生じ、今後の新規顧客企業の獲得に影響が生じる可能性が挙げられます。また、現時点では顧客注文への重大な影響は見られませんが、今後、顧客企業の財政状態が悪化した場合等においては、当社グループのソリューションに対する需要に悪影響が生じる可能性があります。さらに、当社グループは、これまでの緊急事態宣言下において、従業員の健康と安全を守るために、既存のリモートワーク制度を充実させる等の施策を実施し、業務に対する悪影響はありませんでしたが、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化又は深刻化すれば、情報セキュリティ上の要請とリモートワーク制度の充実化の必要性とのバランスを図ることを含め、情報管理態勢に係る新たな課題や困難に対処する必要が生じる可能性があります。

他方で、日本においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた事業形態の変化や感染拡大抑制のためのオンラインツールの活用拡大を契機に、企業や政府がDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みを加速させる傾向にあり、かかる取り組みの中で、クロスフロンティア領域に焦点を当てる当社グループの強みを活かしていくことができると考えております。しかしながら、顧客企業の財政状態が悪化した場合やその他何らかの理由により企業や政府のDXへの取

組みが進展しない場合には、当社グループが期待するほどのプロジェクトや新規顧客企業の獲得につながらない可能性があります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症による経済・事業環境への影響は、現時点で予測することが極めて困難であり、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ システム開発やソリューションに係るトラブルの発生について

システム開発事業では、顧客企業との契約に基づいてサービスの提供が行われ、その契約中では、納品期限、性能要件、機能要件、サービスレベル等が定義されております。当社グループでは契約条項に基づいたサービスの提供に努めておりますが、何らかの理由によって、契約条項を遵守することができない場合には、当該契約に基づき顧客企業から支払われる報酬が減少する可能性や、当該契約条項を遵守するために追加的な費用の負担を余儀なくされる可能性があります。また、当社グループのソリューションが備えていた新たな技術が予定どおり機能しない場合や、何らかの理由によって、顧客企業の検収後に発生した不具合（いわゆるバグ）が発見された場合には、予算超過や案件の遅延等を引き起こす可能性があります。

当社グループでは、顧客企業との契約に損害賠償の限度額を定めるほか、損害賠償保険に加入する等の方法でリスクヘッジを行っておりますが、これらの方法が適切に機能しない場合、損害賠償の発生や信用失墜等によって、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのソリューションの基礎となる技術基盤は複雑であるため、重大な誤謬を含んでいる可能性があります。当社グループのソリューションに重大な誤謬が見つかった場合、当社グループの評判、事業及び業績に重大な悪影響が生じる可能性があります。

また、当社グループが提供するソリューションは、インフラの変更、新機能の導入、人為的な若しくはソフトウェア上の誤謬又はその他のセキュリティ関連の事象を含む様々な要因によって、パフォーマンスの遅延、中断、停止その他の問題を引き起こす可能性があります。顧客企業が満足できる水準のサービスを受けられない場合、顧客企業は当社グループのソリューションの利用を中止する可能性があり、その結果、当社グループの事業及びソリューションは、評判の低下、市場からの敬遠、競争力の喪失、顧客企業からの損害賠償請求等の結果を招く可能性があります。

⑪ 第三者が提供するシステムについて

当社グループのソリューションは、第三者のソフトウェア・ハードウェア、第三者が運営するクラウドサービス及び第三者が運営するアプリケーションを使用しております。そのため、当社グループがこれらのサービスを利用するライセンスを失ったり、これらのサービスの機能が長期間停止したりした場合等には、同等の技術を当社グループが開発又は確保するまでは、当社グループのソリューションを使用できなくなる可能性があります、これにより当社グループは想定外の費用を負担し、又は事業に悪影響が生じる可能性があります。また、これらのサービスにバグ等があった場合、当社グループのソリューションにもバグ等を引き起こす可能性があり、当社グループは顧客企業に対して一定の免責条項を設けているものの、これにより当社グループの評判、事業、財政状態及び業績に重大な悪影響が生じる可能性があります。

⑫ ブランド、風評等について

当社は、既存顧客企業の維持や新規顧客企業の獲得にとってブランド力が極めて重要であると考えています。もっとも、当社グループに対する否定的な評判が広がった場合や、当社グループの役社員による違法・不正行為や不適切な行動により当社グループのブランドや評判が損なわれた場合には、既存顧客企業の維持、新規顧客企業の獲得又は優秀な人材の確保・定着に悪影響が生じる可能性があり、その結果、当社の株価や当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

また、ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、当社グループに対する風評が、マスコミ報道やインターネットの掲示板への書き込み等により流布した場合に、当社グループの社会的信頼・信用が毀損される可能性や優秀な人材の確保・定着に悪影響が生じる可能性があります。

加えて、当社グループは、競争の激しい分野や新たな分野への進出・拡大に伴い、ブランド力を維持・向上させるために追加の費用支出を必要とする可能性があります、かかる支出によっても当社グループのブランド力の維持・向上が達成できない場合には、競合他社との関係で価格競争力を失う等の結果、顧客企業の維持・獲得ができなくなる可能性や、費用支出に見合った売上収益の維持・向上に繋がらない可能性もあります。これらの結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑬ 将来の企業買収、戦略的投資等について

当社グループは、将来、当社グループのソリューション等の補完又は拡大のために、事業等の買収や投資を行う可能性があります。もっとも、当社グループにとって望ましい候補先が将来見つからない可能性、これらの事業等の買収や投資により生じる従業員や事業運営等の統合が順調に進まない可能性や、これらの事業等の買収や投資が当初期待した成果をあげられない可能性等があり、これらによって当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 自然災害等について

当社グループの事業の遂行は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しています。地震、火山噴火、台風、大雨、大雪、火災、洪水等の自然災害、事故、サイバー攻撃、人為的なミス等が発生した場合には、インターネットやクラウドサーバー等のインフラが使用不能になり又はソリューションの開発及び改良の遅延や中断が生じること等により、事業を継続することができない等の支障が生じ、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自然災害等に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を大きく上回る規模で発生し、物的、人的損害が甚大である場合には、結果として、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、自然災害等によって顧客企業の財政状態が悪化しIT投資が減少した場合等においては、当社グループのソリューションに対する需要に悪影響が生じ、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループでは、定期的なデータのバックアップ、システムの稼働状況の常時監視等により、自然災害等による事業への障害発生を事前に防止し又は回避し、影響を最小化するよう努めております。

2. 法規制に関するリスク

① 法的規制等について

当社グループは、事業活動を行う上で、様々な国内外の法令及び規制の適用を受けています。当社グループが主として事業を行う金融システムの設計・提供等に関わる事業分野を個別直接的に規制する法令は現時点ではありませんが、当社グループにおいて運営する人材派遣業及び人材紹介業においては、労働者派遣法及び職業安定法に基づく許可を必要としており、これらの法律の規制に服しています。適用ある法令等に違反した場合、当社グループは、刑事罰、当社グループの事業を行うために必要な許認可の喪失、事業の停止、訴訟及びその他の法的手続に服する可能性があり、又は当社グループの評判に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主たる顧客企業の大半は規制業種に属しており、これらの顧客企業においては金融商品取引法、銀行法、資金決済法、保険業法、個人情報保護法等の適用法令の遵守について特に厳格な遵守体制の構築が求められていることから、顧客企業の利用するシステムにも高度な安全性及び安定性が要求されています。このため、当社グループのソリューションを利用する顧客企業において、個人情報の流出やシステムダウン、誤操作といった何らかのトラブルが生じた場合には、かかるトラブルが大きく取り上げられる結果、当社グループのソリューションに不備があったか否かにかかわらず、当社グループの業績及び評判の悪化に繋がる可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループは外部専門家と適時適切なコミュニケーションを取り、規制動向の変化について注意深く把握をし、同状況発生時に適切な対応を取ることができるよう努めてまいります。

② 争訟について

当社グループは、事業を展開する中で、知的財産権等に関して第三者との間に、又はシステム開発の不具合や遅延等に関して顧客企業との間に何らかの問題が生じた場合等には、これらに起因した損害賠償の請求等の争訟が生じる可能性があります。その場合、当該争訟に対する防御のために費用と時間を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損され、また結果等次第では、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対応するため、当社グループは顧問弁護士を始めとする外部専門家と適時適切なコミュニケーションを取り、争訟発生リスクを最小化するとともに、同状況発生時に適切な対応を取ることができるよう努めてまいります。

3. 情報保護及び知的財産に関するリスク

① 情報セキュリティについて

当社グループの事業は、電磁的情報を安全に処理、移転及び保管し、顧客企業や提携先の企業等と通信するための情報技術ネットワーク及びシステムに依存しています。当社グループでは、情報管理を徹底すると共に、全社員に対し研修等においてその重要性を周知徹底しております。また、外部からの不正アクセス等についての対策を行い外部からの攻撃対策を講じると共に、社内からの情報流出についても体系的な対策を講じております。しかしながら、当社グループが取り扱う重要な機密情報について、漏洩、改ざん又は不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえず、何らかの要因からこれらの問題が発生した場合、損害賠償責任の発生や信用の失墜等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのシステム及び外部サービスプロバイダのシステムは、コンピューター・ウイルスやサイバー攻撃のリスクにさらされており、当社グループの認知度や市場シェアが高まった場合、それらの標的となるリスクも増大する可能性があります。不正アクセスやサイバー攻撃の手法は日々変化し、高度化しており、当社グループ又は外部サービスプロバイダは全ての不正アクセスやサイバー攻撃を予測又は防止することができない可能性があります。

また、セキュリティ侵害は、当社グループの従業員又は外部サービスプロバイダその他の当社グループのシステムやデータにアクセスすることのできる外部企業の従業員の故意又は不注意による違反等、技術以外に起因する問題によっても発生する可能性があります。当社グループは重要な機密情報の取扱いについて、機密情報の保護に関する社内規則や取扱いの方針及び手続き等の社内ルールを整備し、適切な運用を義務づけておりますが、このような対策にもかかわらず、当社グループの人為的なミスその他予期せぬ要因等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任等を負う可能性や顧客企業からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があります、その結果、当社グループの事業及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、当社グループは、ソリューションの提供やデータの保管につき第三者やクラウドの基盤を利用しているため、不正アクセス、サイバー攻撃、顧客企業データの悪用の防止につき、第三者のセキュリティ対策に依存している部分があります。第三者が提供するサービスに関して、当社グループは顧客企業に対して一定の免責条項を設けており、また、一定の情報セキュリティに関連する損害賠償責任に対応する保険に加入しております。しかしながら、当該保険は当社グループに生じうる全ての責任を補償するには十分ではない可能性があり、セキュリティ侵害に関する事故が発生した場合、当社グループの評判、事業、業績、財政状態に悪影響が生じる可能性があります。

② 知的財産権について

当社グループにおいて利用するシステムプログラム等について、原則として、当社グループが著作権等の知的財産権を取得する方針としておりますが、その場合でも、競合他社、元従業員又はその他の第三者が当社グループのソリューションと類似したソリューションを設計することは妨げられません。また、競合他社等による当社グループの知的財産権の侵害又は不正使用を妨げるために、当社グループが実施した対策が効果的ではない可能性があり、また、違法な知的財産権の利用を発見できず、適切かつ適時に知的財産権を主張することができない可能性があります。当社グループによる知的財産権の主張が認められるためには相応の時間及び費用を要し、かかる主張が認められるとは限らないため、当社グループが許諾を受けている又は保有している知的財産権の不正使用がなされた場合、当社グループの事業、財政状態及び業績に悪影響が生じる可能性があります。

また、当社グループは、知的財産権を保護するために、訴訟の提起等に多大な費用と時間を要する可能性があり、かつ結果として知的財産権を守ることができないおそれがあるため、かかる場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないための体制を整えておりますが、当社グループの認識の範囲外で、第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、当社グループによる知的財産権の侵害を理由に第三者から訴訟の提起等を受けた場合、その対応に多大な費用と時間を要する可能性があります。加えて、そのような第三者の知的財産権侵害を回避するため、第三者からの当該権利の取得が必要となる可能性があります。これらの対応により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 財務リスク

① プロジェクトの採算悪化について

当社グループでは、様々な料金体系及び条件を用いて顧客企業と交渉し、契約代金を決定しております。とりわけシステム開発においては、案件に必要な予想工数（コスト）を見積り、それを元にして利益を測定し、案件の採算性が目標のレベルを維持するよう十分留意しておりますが、当社グループ内の案件に対するコスト又は採算性に関する見通しが不正確であった場合、見積コストを超えた実績コストが発生し、プロジェクトの採算が悪化する場合があります。

これらのリスクに対応するため、システム開発における予想工数（コスト）の見積り手法の高度化・レビュー体制の強化、品質管理部門の強化等、プロジェクトの採算悪化防止に向けた取り組みの強化に努めてまいります。

また、他社との価格競争や特定の分野におけるシェア拡大を優先するマーケット戦略等により、案件の採算性のレベルよりも受注そのものを優先する場合があります、結果的にプロジェクトの採算が悪化する可能性があります。

さらに、開発工程においても品質管理に十分な対策を講じておりますが、開発トラブル等によってプロジェクトの採算が悪化する可能性があります。

これらのプロジェクトの採算悪化が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 内部統制について

当社グループは、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、当社グループの内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは法令に基づき財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し運用していますが、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません。更に、内部統制システムには本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

③ 多額の借入、金利の変動及び財務制限条項への抵触について

当社グループは、今後も、当社グループの成長を支えるための投資資金や当社の事業を遂行するための運転資金の確保を必要とする可能性があります。しかし、金融・証券市場の環境、金利等の動向、資金需給の状況等の変化が、当社グループの資金調達に悪影響を及ぼす可能性があり、当社グループが必要とする資金の調達を適時かつ好条件で行うことができない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、金融機関を貸付人とするシンジケートローン契約を締結し多額の借入れを行っており、2022年3月31日現在でのIFRSに基づく総資産額に占める有利子負債比率は28.5%となっております。今後の金融市場等の動向により、金利が上昇局面となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当該シンジケートローン契約には、財務制限条項が課せられており、当該条項違反が発生した場合は、多数貸付人の同意により、期限の利益を喪失する可能性があります。また、直ちに借入金を返済しなければならない等、当社の財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

④ 減損に関するリスクについて

当社グループは、2022年3月31日現在、2016年12月1日に筆頭株主であったカーライル・グループの投資ファンドが保有していたシンプレクス株式を取得することを目的とした、日本政策投資銀行を主たる出資者とする特別目的会社による吸収合併により生じたのれん36,476百万円を連結財政状態計算書に計上しているほか、その他の有形・無形の固定資産も有しています。今後、これらの固定資産に係る事業の収益性が低下する場合、当該固定資産の帳簿価額と公正価値の差を損失とする減損処理により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループが認識しているのれんは、単一セグメントを単一の資金生成単位としてすべて配分されており、每期減損テストを実施し、回収可能価額が帳簿価額を上回っていることを確認しています。

5. 株式に関するリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループの事業は、高水準な技術・スキル・ビジネス感覚を持った人材をいかに多く獲得・維持するかということに大きく依存しております。そこで役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与しており、今後も継続的に実施していくことを検討しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。当連結会計年度末現在でこれらの新株予約権に係る潜在株式数は5,519,250株であり、発行済株式総数55,511,550株の 9.9%に相当します。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 1 回	第 2 回
発行決議日		2016年11月15日	2016年11月15日
新株予約権の数		265個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式125,875株 (新株予約権 1 個につき475株) (注) 1	普通株式95,000株 (新株予約権 1 個につき475株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり50,350円 (1 株当たり106円) (注) 1	新株予約権 1 個当たり50,350円 (1 株当たり106円) (注) 1
権利行使期間		2016年12月 1 日から 2024年 2 月26日まで	2016年12月 1 日から 2024年 6 月30日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 265個 目的となる株式数 125,875株 保有者数 2名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 95,000株 保有者数 1名
	取締役 (監 査 等 委 員)	—	—

		第 3 回	第 4 回
発行決議日		2016年11月15日	2017年 3 月15日
新株予約権の数		22個	2, 222個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式10, 450株 (新株予約権 1 個につき475株) (注) 1	普通株式222, 200株 (新株予約権 1 個につき100株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり50, 350円 (1 株当たり106円) (注) 1	新株予約権 1 個当たり50, 000円 (1 株当たり500円) (注) 1
権利行使期間		2018年 3 月 1 日から 2026年 2 月28日まで	2019年 6 月 1 日から 2027年 3 月13日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 22個 目的となる株式数 10, 450株 保有者数 2名	新株予約権の数 2, 222個 目的となる株式数 222, 200株 保有者数 2名
	取締役 (監査等委員)	—	—

		第 5 回
発行決議日		2018年 6 月 7 日
新株予約権の数		188個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式18, 800株 (新株予約権 1 個につき100株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり50, 000円 (1 株当たり500円) (注) 1
権利行使期間		2020年 6 月19日から 2028年 6 月 6 日まで
行使の条件		(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 188個 目的となる株式数 18, 800株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	—

(注) 1. 2021年6月24日開催の取締役会決議により、2021年7月10日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者に発行する新株予約権は、次の表に掲げるとおり、それぞれ計6回ベスティングされる（ベスティングされる新株予約権の数については、割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の新株予約権については、これを切り捨てる。）。

対象となる新株予約権	ベスティングされる日及び個数
第1回新株予約権	(i) 2016年12月1日に付与数の28%相当の割合の個数 (ii) 2017年2月28日から2020年2月28日まで毎年2月28日にそれぞれ14%相当の割合の個数 (iii) 2021年2月28日に残りの個数
第3回新株予約権	(i) 2018年3月1日に付与数の28%相当の割合の個数 (ii) 2019年3月1日から2022年3月1日まで毎年3月1日にそれぞれ14%相当の割合の個数 (iii) 2023年3月1日に残りの個数
第4回新株予約権	(i) 2019年6月1日に付与数の28%相当の割合の個数 (ii) 2020年6月1日から2023年6月1日まで毎年6月1日にそれぞれ14%相当の割合の個数 (iii) 2024年6月1日に残りの個数
第5回新株予約権	(i) 2020年6月19日に付与数の28%相当の割合の個数 (ii) 2021年6月19日から2024年6月19日まで毎年6月19日にそれぞれ14%相当の割合の個数 (iii) 2025年6月19日に残りの個数

但し、以下の事由に該当する場合、ベスティング割合は以下のとおり変更される。

- (1) 新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、当該時点以降のベスティング割合は、上記記載のベスティング割合以下の割合で、かつ、当社の取締役会においてその合理的な裁量により決定した割合とする。
- (2) 新株予約権者が当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。
- ② ①にかかわらず、新株予約権者が、当社グループを退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。
- ③ 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権の範囲で権利行使ができる。
- ④ 新株予約権者は新株予約権の譲渡及び買入等の処分を行うことができない。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者に発行する新株予約権は、(i) 2016年12月1日に付与数の7分の3の割合の個数について、(ii) 2017年6月30日から2019年6月30日まで毎年6月30日にそれぞれ付与数の7分の1の割合の個数について、(iii) 2020年6月30日に残りの個数について、計5回ベスティングされる（ベスティングされる新株予約権の数については、割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の新株予約権については、これを切り捨てる。）。但し、以下の事由に該当する場合、ベスティング割合は以下のとおり変更される。

- (1) 新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、当該時点以降のベスティング割合は、上記記載のベステ

イング割合以下の割合で、かつ、当社の取締役会においてその合理的な裁量により決定した割合とする。

(2) 新株予約権者が当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。

- ② ①にかかわらず、新株予約権者が、当社グループを退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合には、その時点において新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権は全てベスティングされるものとする。
- ③ 新株予約権者は、保有するベスティング済みの新株予約権の範囲で権利行使ができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（但し、新株予約権者に対してその旨書面により通知することを条件として、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を合理的な期間に短縮することができる。）を経過した後に関し、かつベスティング済みのものに限り、相続した新株予約権を行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者は新株予約権の譲渡及び質入等の処分を行うことができない。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

連結持分変動計算書

（ 2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで ）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2021年 4 月 1 日残高	285	25,833	5,227	-	560	8
当期利益	-	-	4,204	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	-	8
当期包括利益合計	-	-	4,204	-	-	8
新株予約権の行使及び失効	529	790	-	-	△261	-
自己株式の取得	-	-	-	△0	-	-
子会社持分の追加取得による増減	-	-	-	-	-	-
株式報酬取引	-	-	-	-	62	-
所有者との取引額合計	529	790	-	△0	△199	-
2022年 3 月31日残高	814	26,622	9,431	△0	360	16

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計			
2021年４月１日残高	△456	112	31,457	5	31,462
当期利益	－	－	4,204	0	4,205
その他の包括利益	506	514	514	－	514
当期包括利益合計	506	514	4,718	0	4,718
新株予約権の行使及び失効	－	△261	1,058	－	1,058
自己株式の取得	－	－	△0	－	△0
子会社持分の追加取得による増減	－	－	－	△5	△5
株式報酬取引	－	62	62	－	62
所有者との取引額合計	－	△199	1,119	△5	1,114
2022年３月31日残高	50	427	37,294	－	37,294

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準であるIFRSに準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 シンプレクス株式会社

Xspear Consulting株式会社

Deep Percept株式会社

Simplex Global Inc. (米国)

Simplex U.S.A., Inc. (米国)

Simplex Consulting Hong Kong, Limited (中国・香港)

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産と償却原価で測定される金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデ

ルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。但し、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期

日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（信用調査、格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

また、当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、当期の損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を当期の損益で認識しております。

（iv）金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

② 金融負債

（i）当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

（ii）事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

（a）損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識

後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、対価の合理的な見積りが困難である進行中の案件に発生する原価について、その実額を仕掛品として計上しております。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 4－50年
- ・工具器具及び備品 3－15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、每期見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 無形資産の償却方法

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

また、開発活動による支出について、信頼性をもって測定可能であり、開発の結果により将来経済的便益を得られる可能性が高く、かつ当社グループが当該開発を完了させ、成果物を使用又は販売する意図及び十分な資源を有している場合においては、当該開発活動による支出を無形資産として認識しております。

無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として見積耐用年数に基づく定額法により、償却を行っております。各会計期間に配分された償却費は、当期の損益で認識しております。主要な資産ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 識別可能資産 7－8年
- ・ その他 5年

なお、耐用年数が確定できない無形資産はありません。

無形資産の残存価額、耐用年数及び償却方法については、毎期見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(5) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は見積耐用年数に基づく定額法により償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(6) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは、償却を行わず、少なくとも年に一度、更には減損の兆候がある場合はその都度、資金生成単位を基礎とした減損テストを実施しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回

収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(8) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

① 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

② 開発損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 有給休暇引当金

過去の有給休暇取得率に基づき、取得が見込まれる有給休暇について、見込額を有給休暇引当金に計上しております。

④ 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき、負担額を賞与引当金に計上しております。

(9) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、会計期間中に従業員が勤務を提供したもので、当該勤務の見返りに支払うと見込まれる給付金額を当期の損益として認識しております。

賞与及び有給休暇については、当社グループが支払いを行う法的債務又は推定的債務を有しており、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に、支払見積額を負債として認識しております。

(10) 収益の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

① 役務の提供

役務提供を収益の源泉とする取引には、戦略/DXコンサルティング、システムインテグレーション、運用サービス、その他の取引が含まれております。戦略/DXコンサルティング及びシステムインテグレーションについては、対価を合理的に見積もることができる場合に、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じて収益を認識しております。また、運用サービス等については、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

② 純額表示

当社グループは、取引の当事者として提供される財又はサービス自体の付加価値を高める機能を有し、取引に係る重要なリスクを負担している取引については、収益を顧客との取引総額（グロス）で連結損益計算書に表示しております。一方、以下に掲げるような取引については、収益を顧客との取引総額から原価を控除した純額（ネット）で連結損益計算書に表示しております。

- ・ 代理人として、他の第三者が財を販売、又はサービスを提供するための手配を行う取引
- ・ 取引の当事者として関与するものの、取引において提供される財又はサービス自体の付加価値を高める機能を有さず、取引に係る重要なリスクを負担しない取引

(11) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。但し、その他の包括

利益を通じて測定される金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に当期の損益として認識されます。

(会計上の見積りに関する注記)

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

1. のれんの評価及び減損テスト

当社グループは、のれんについて、每期一定の時期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、過去の実績及び外的環境を反映し、経営者が承認した事業計画と事業計画経過後の永久成長率1.0%を基礎としたキャッシュ・フロー見積額を、資金生成単位の税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率9.2%により現在価値に割り引いて算定しております。なお、事業計画における主要な仮定は、リカーリング率、リピートオーダー率等であります。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予想可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

2. 収益認識に関する総原価の見積り

当社グループは、連結計算書類注記「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (10) 収益の計上基準」に記載のとおり、売上収益のうち、戦略/DXコンサルティング及びシステムインテグレーションにかかる収益については、一定期間にわたって履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づいて収益を認識しております。

当連結会計年度において計上された売上収益のうち、進捗度に基づいて認識した売上収益は連結計算書類注記「収益認識に関する注記 1. 収益の分解」の「戦略/DXコンサルティング」「システムインテグレーション」にそれぞれ区分して記載しております。

進捗度は、案件別に発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）によって測定されており、インプット法の基礎となる総原価の見積りには、外注費を含む作業工数の見積りが含まれます。

また、顧客ごとのニーズに応じた設計開発やコンサルティング等を行うため、個別性が強く、作業の進捗状況によって想定外の作業工数が必要になる可能性があります。このため、インプット法の基礎となる総原価の見積りのうち、特に作業工数の見積りには一定程度の不確実性を伴い、当該不確実性に対する当社グループの判断が、進捗度に基づく収益認識額に重要な影響を及ぼします。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
2,703百万円
2. 使用権資産の減価償却累計額
3,399百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 55,511,550株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株券の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,277	23	2022年3月31日	2022年6月7日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,556,550株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

そのための事業の投資等に対する資金は自己資本を基礎とし、自己資本を超える資金については借入金等の手段を総合的に勘案して調達を実施しております。

当社グループは、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、自己資本の充実と有効活用に努め、財務の健全性と資本コストのバランスを重視し、適切な資本コストの維持をしております。

自己資本管理に用いる重要な指標は自己資本比率であり、以下のとおりであります。なお、自己資本額は「親会社の所有者に帰属する持分合計」であり、自己資本比率はこれを「負債及び資本合計」で除することによって計算しております。

自己資本額	37,294百万円
負債及び資本合計	66,934百万円
自己資本比率	55.7%

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは売上債権等について、その全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

当社グループは、受注管理規程に基づいて、取引先に対して受注限度額を設定し、管理しております。

当社グループの債権は、主に顧客である金融機関等に対するものであります。

なお、当社グループは、単独の相手先について、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、個別に貸倒引当金を設定しております。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(5) 金利リスク管理

当社グループの金利リスクは、主に有利子負債から生じます。借入金のうち、変動金利によるものは、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動の影響を受ける可能性があります。固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。

(6) 価格変動リスク管理

当社グループの価格変動リスクは、主に活発な市場を持つ有価証券から生じます。

当連結会計年度において、株価が10%上昇した場合、その他の包括利益（税効果考慮前）は、公正価値の変動により、2022年3月31日現在の金額から104百万円増加すると認識しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値

2022年3月31日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産：		
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	13,966	13,966
営業債権及びその他の債権	5,743	5,743
その他の金融資産	1,427	1,427
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他の金融資産	2,038	2,038
合計	23,174	23,174
負債：		
償却原価で測定する金融負債		
営業債務及びその他の債務	2,278	2,278
借入金	19,087	19,087
その他の金融負債	1	1
合計	21,367	21,367

(2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

償却原価で測定する金融商品

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産、借入金)

短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

(その他の金融資産)

活発な市場を持つ株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。活発な市場を持たない株式のうち、観察可能なインプットがある株式については直接又は間接的に当該インプットを用いて公正価値を算定しております。観察可能なインプットがない株式については修正簿価純資産法によっております。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	1,037	774	227	2,038
合計	1,037	774	227	2,038

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。当連結会計年度において、重要なレベル間の振替は行われておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

主要な市場地域及びサービス形態別、収益認識の時期により分解した収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	戦略/DXコンサルティング	システムインテグレーション	運用サービス	その他	合計
主たる地域市場 日本	1,094	19,085	10,372	28	30,579
合計	1,094	19,085	10,372	28	30,579
収益認識の時期					
一時点で移転される財	－	－	－	28	28
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,094	19,085	10,372	－	30,551
合計	1,094	19,085	10,372	28	30,579

履行義務の充足が期間の経過と明示的に対応する契約（主に運用サービス）については、期間に応じた対価を収益として認識しております。また、履行義務の充足が期間の経過と対応しない契約（主に戦略/DXコンサルティング及びシステムインテグレーション）については、対価を合理的に見積もることができる場合に、完成までに要する総原価を信頼性をもって見積り、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じて収益を認識しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項」の「(10) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり親会社所有者帰属持分 671円83銭

基本的 1 株当たり当期利益 83円06銭

(注) 当社は、2021年6月24日開催の取締役会決議により、2021年7月10日を効力発生日として、普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり親会社所有者帰属持分、基本的 1 株当たり当期利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	285	185	25, 776	25, 961	102	102	－	26, 348	26, 348
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	－	1, 219	1, 219	－	1, 219	1, 219
新株予約権の行使	529	529	－	529	－	－	－	1, 058	1, 058
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0	△0	△0
当期変動額合計	529	529	－	529	1, 219	1, 219	△0	2, 276	2, 276
当期末残高	814	714	25, 776	26, 490	1, 321	1, 321	△0	28, 624	28, 624

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき、負担額を賞与引当金に計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	86百万円
短期金銭債務	8百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

3. 保証債務

シンプレクス株式会社の借入金 19,230百万円に対して、保証を行っております。

4. 貸出コミットメント契約（貸手側）

運転資金の効率的な調達を行うため、シンプレクス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

貸付極度額の総額	1,000百万円
貸付実行残高	-百万円
差引額	1,000百万円

5. 貸出コミットメント契約（借手側）

運転資金の効率的な調達を行うため、シンプレクス株式会社と極度借入契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入極度額の総額	1,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	1,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

1. 営業取引による取引高

売上高

4,026百万円

販売費及び一般管理費

187百万円

2. 営業外取引による取引高

-百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 113株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

未払事業税

13

未払費用

11

賞与引当金

64

繰延税金資産の合計

88

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	シンプレクス 株式会社	所有 直接100.0%	業務の委受託 配当金の受取 役員の兼任	オフィス 利用料	187	－	－
				管理業務等の 受託	2,036	－	－
				経営指導	488	－	－
				配当金の受取	1,428	－	－
				債務保証 (注)	19,230	－	－

価格及び取引条件の決定方針等

価格は業務内容を勘案して両社協議の上で決定しております。

(注) シンプレクス株式会社のシンジケートローンに対し、債務保証を行っております。

2. 役員

氏名	議決権の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
金子 英樹	被所有 直接 20.2%	代表取締役社長	新株予約権の行使	391	－	－
助間 孝三	被所有 直接 0.4%	取締役副社長	新株予約権の行使	11	－	－
早田 政孝	被所有 直接 0.2%	取締役副社長	新株予約権の行使	24	－	－
江野澤 慶亮	被所有 直接 0.1%	取締役	新株予約権の行使	11	－	－

(注) 当事業年度における新株予約権の権利行使を記載しております。なお、取引金額は権利行使株式数に1株当たりの出資金額を乗じた金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料、管理業務支援料及び受取配当金となります。経営指導及び管理業務支援業務においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 515円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 24円08銭 |

(注) 当社は、2021年6月24日開催の取締役会決議により、2021年7月10日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。